

富山市地域優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号）（以下、「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市地域優良賃貸住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）第12条に規定する建設費の一部に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、制度要綱及び地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付国住備第160号。）に定めるところによる。

（補助対象）

第3条 補助の対象となる事業は、制度要綱第3条第1項第5号ア(ア)及びイ(ア)に規定する高齢者型の次の各号に掲げる事業とする。

- （1）民間事業者等が建設する地域優良賃貸住宅
- （2）公社等が建設する地域優良賃貸住宅

（事業計画の認定申請）

第4条 次の各号の全てに該当し、前条に規定する地域優良賃貸住宅を建設しようとする者は、事業計画を作成し、富山市地域優良賃貸住宅整備事業計画認定申請書（様式第1号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

- （1）制度要綱第5条に基づく供給計画の認定（以下、「認定供給」という。）を受け、事業計画の内容が認定供給の内容と同一であること。
- （2）スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成27年4月9日国住心第228号）（以下、「交付要綱」という。）に基づく補助金交付決定を受けていること。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第1に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の認定の申請をすることができない。

- （1）建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- （3）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- （5）前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者。

（認定の基準）

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が制度要綱第1条に規定する目的に即し、かつ同要綱第10条の基準に適合していると認めるときは、計画の認定をすることができる。

2 前項の認定は、補助金の交付を予約するものと解してはならない。

3 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講じ、または補助金の交付の限度について条件を付することができる。

（認定の通知等）

第6条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、富山市地域優良賃貸住宅整備事業計画認定通知書（様式第2号）により、その旨を当該事業計画の認定の申請をした者に通知しなければならない。

2 事業計画に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以降でなければ着手することができない。

（認定計画の変更）

第7条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第6条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、制度要綱第5条に基づく供給計画の変更の認定を受けた後、富山市地域優良賃貸住宅整備事業計画変更認定申請書（様式第3号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

ただし、軽微な変更を行う場合は、制度要綱第5条に基づく供給計画の軽微な変更の報告後、富山市地域優良賃貸住宅整備事業計画軽微変更届出書（様式第4号）により、市長に当該変更の内容について届け出なければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第8条 認定事業者は、第6条第1項の通知のあった日以降において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市地域優良賃貸住宅整備事業計画中止（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第9条 市長は、認定事業者が認定計画に従って建設事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定計画の取消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

（2）認定計画と異なる建設事業を行ったとき。

（3）事業計画の認定を受けた日以降において、第4条第1項各号に該当しない者になったとき、又は同条第3項各号に該当する者になったとき。

（4）制度要綱第5条第5項の規定により認定供給の効力を失ったとき。

（5）前条の規定により命じられた措置をとらないとき。

（補助金の額等）

第11条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額で予算の範囲内の額とする。

- （1）認定計画がまちなか区域の場合は、認定計画の住戸（以下、「認定住戸」という。）1戸あたり120万円に認定住戸数を乗じた額とする。
- （2）認定計画が公共交通沿線居住推進補助対象地区の場合は、認定住戸1戸あたり70万円に認定住戸数を乗じた額とする。

（補助金の交付の申請）

第12条 認定事業者は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、認定計画にかかる建設事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の認定の申請をすることができない。

- （1）市税を滞納している者。
- （2）建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者。
- （3）暴力団及び暴力団員
- （4）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- （6）前5号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者。

（交付決定等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

3 前2項の規定による通知は、富山市地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、当該認定対象者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第15条 市長は、補助金の決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 地域優良賃貸住宅を他者に譲渡したとき（制度要綱第9条の規定により市長の地位承継の承認を受けた場合を除く。）。
- (4) 制度要綱第5条第5項の規定により供給計画の認定の効力を失ったとき。
- (5) 制度要綱第7条の規定により供給計画の認定を取消されたとき。
- (6) 自らの責により交付要綱に基づく補助金交付が取消されたとき。
- (7) 前各号のほか、補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき及び市長の処分に従わなかったとき。

（補助金等の返還）

第16条 市長は、前条の規定により地域優良賃貸住宅の補助金等の交付の決定を取消し又は変更した場合において、当該補助金が既に認定事業者に交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、交付決定者に対し、文書を交付し、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（台帳等の作成及び保存）

第17条 この要綱により、補助金等の交付等を受けた認定事業者は、補助対象事業の実施状況及び補助金等の執行状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成、整理し、これらを5年間保存しなければならない。

（細則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業計画書	事業計画の概要
国補助金交付決定通知書	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に基づく補助金交付決定通知書の写し
計画工程表	計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等 まちなか居住環境指針（基本指針）2－2 共同住宅 （7）生活 利便施設 ア近接性 （イ）～（カ）に定める生活利便施設等の 位置
配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積 公開空地の位置、形態、面積 駐車場、駐輪場、ごみ集積場の位置、形態、台数等

別表第2 補助金の交付申請に必要となる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業実績書	完成した計画の概要
整備基準適合表	計画内容欄、申請者確認欄
交付申請額の算定方法	交付申請額の算定方法
工事請負契約書等の写し	工事請負契約書、支払いを証する書類、工事引渡書、建築基準法に基づく検査済証の写し
完成写真	建築物の外観及び内観等の完成写真
実施工程表	計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表に実施工程を朱書きで表示
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等 (A3版)
配置図(外構図)	方位、縮尺、寸法、敷地境界、敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積 公開空地の位置、形態、面積 駐車場の位置、形態、台数 駐輪場、ごみ集積場の位置、形態 (A3版)
求積図・求積表	敷地面積、建築面積、床面積、その他の求積図、求積表 (A3版)
各階平面図	方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途 開口部、防火設備、外壁の構造 (A3版)
平面詳細図	
立面図	縮尺、寸法、外壁、開口部、ひさし、屋根の位置及び形状 仕上げ材料、色彩 (A3版)
断面図	縮尺、床の高さ、各階の階高、天井高さ、軒及び庇の出 軒の高さ、建築物の高さ (A3版)
市町村税の納税証明書	
その他市長が必要と認めるもの	